

令和7年9月29日

変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 赤塚 弘樹
(公 印 省 略)

令和7年9月29日付公告第51号、「仮設発電機レンタル」に係る一般競争入札の仕様書を次頁のとおり変更する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
仮設発電機レンタル	大 臣 承 認	令 和	年 月 日
	作 成	令 和	年 月 日
	変 更	令 和	年 月 日
	作成部隊等名	春日井駐屯地業務隊	

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊春日井駐屯地において実施する「非常用発電機分解整備点検」に伴い借上する「仮設発電機レンタル」について適用する。

2 仮設発電機のレンタルに関する要求

(1) 借用器材

仮設非常用発電設備 500kVA・6600V・60Hz（ディーゼル）及びその他必要器材

(2) 借用数量

仮設非常用発電設備 1台

(3) 借用時程

借受 令和8年3月1日（日）0830（基準）

～ 令和8年3月16日（月）1700（基準）

返却 借受期間が終了次第すぐ

※上記日程を基準として細部は官側と調整して決定する事。

(4) 試運転

令和8年3月1日（日）0830～1700（細部は監督官との調整による）

(5) 納入・引取り場所

陸上自衛隊春日井駐屯地 279号建物

3 その他の指示

(1) 契約完了後、速やかに監督官と納期の調整をすること。

(2) 仮設発電機は、停電後3日間程度連続使用が可能なものとする。

(3) 仮設発電機は、商用電源が遮断された場合、6600V・60Hzでの駐屯地への給電が可能であることを必須条件とする。発電機本体の規格や定格電圧は特に指定しないものとするが、必要に応じて昇圧装置等を用いて所要の6600Vを確保する方法も認めるものとする。

(4) 仮設非常用発電設備の設置（接続）・撤去については、業者で行うものとする。

(5) 仮設発電機の設置後、試運転を実施し停電発生時から10分以内に商用電源から自動的に切り替わることを確認すること。また、停電時間については停電計画書を提出し、官側と調整すること。

(6) 仮設非常用発電設備撤去の日程は、監督官と協議して決めることとする。

(7) 納品にあたり設置場所等については監督官と調整すること。

(8) レンタル期間中、官側からメンテナンスの要望があれば速やかに対応するものとする。

(9) レンタル期間中に仮設非常用発電設備が故障した場合は、速やかに交換等の対応をすること。

(10) レンタル期間中、発電機室への雨等の被害が出ないような処置を実施する。

件 名	仮設発電機レンタル	図 番	1 / 3
図 名	仕様書	縮 尺	-
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科宮繕班			

- (11) 仮設発電機の燃料に関しては満タン受け、満タン返しとする。なお、試運転で消費した燃料はこの限りではない。
- (12) 本役務に際し、関係官公庁に届出等が必要な場合は、請負者の責任において実施すること。
- (13) 疑義が生じる事項については、監督官と協議する。
- (14) 駐屯地内への入門禁止に該当する事項
 - ア 発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者
 - イ 国連安保理決議において、労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者

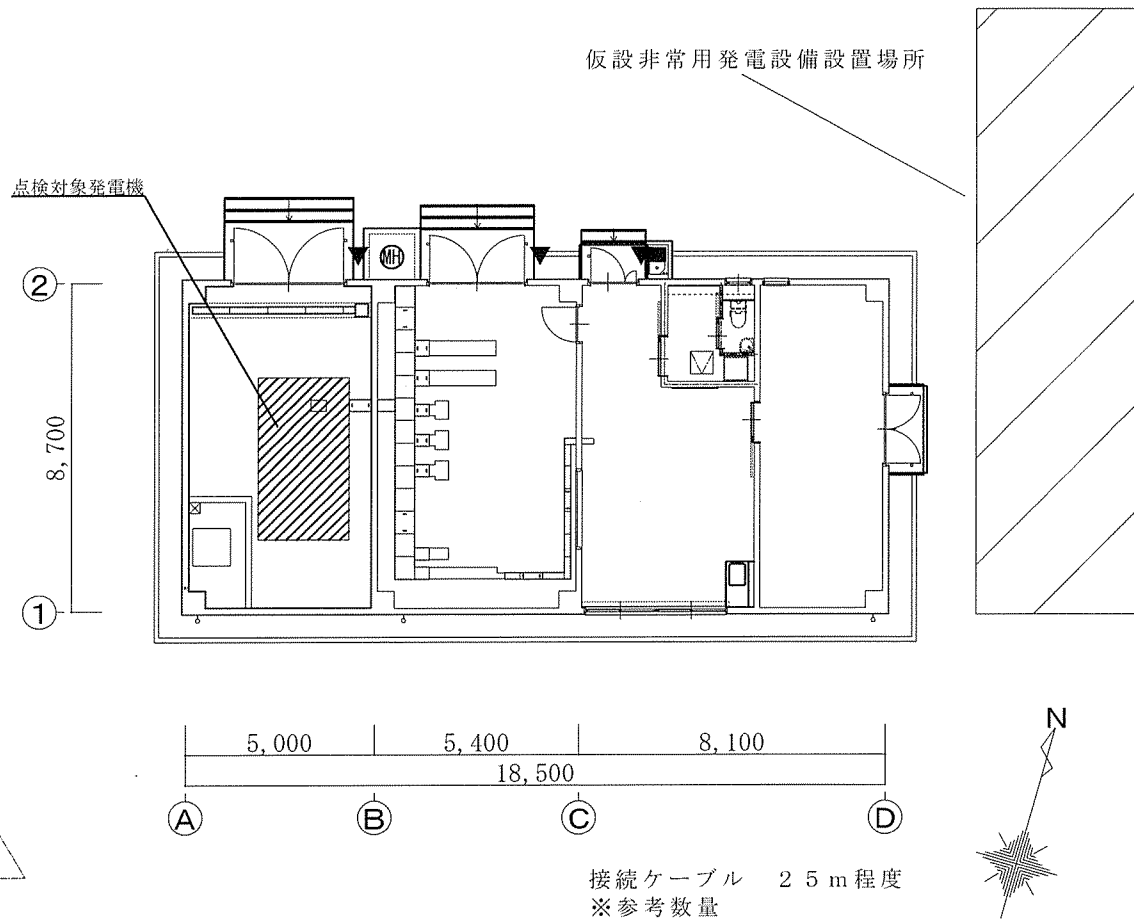
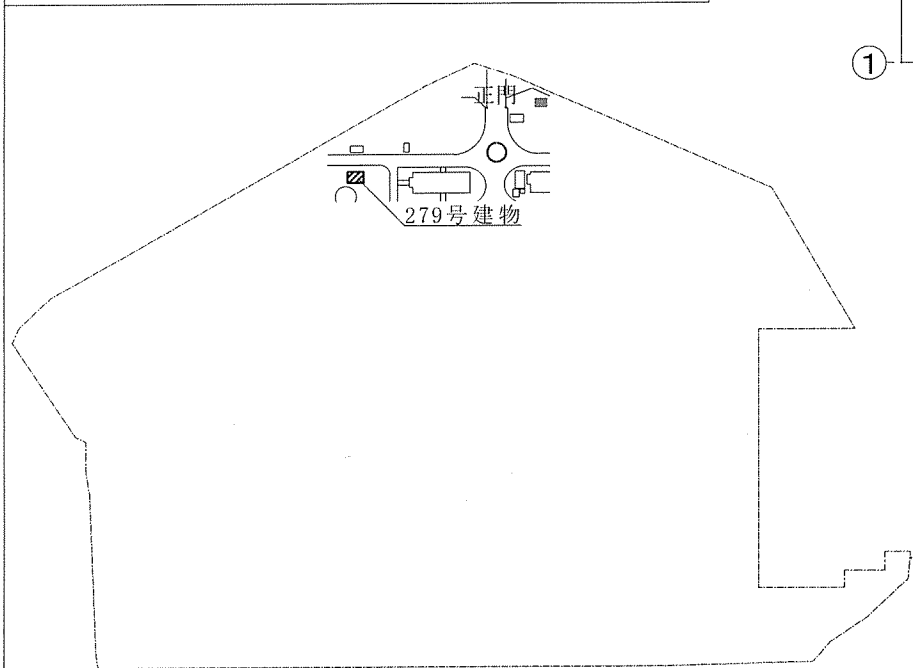
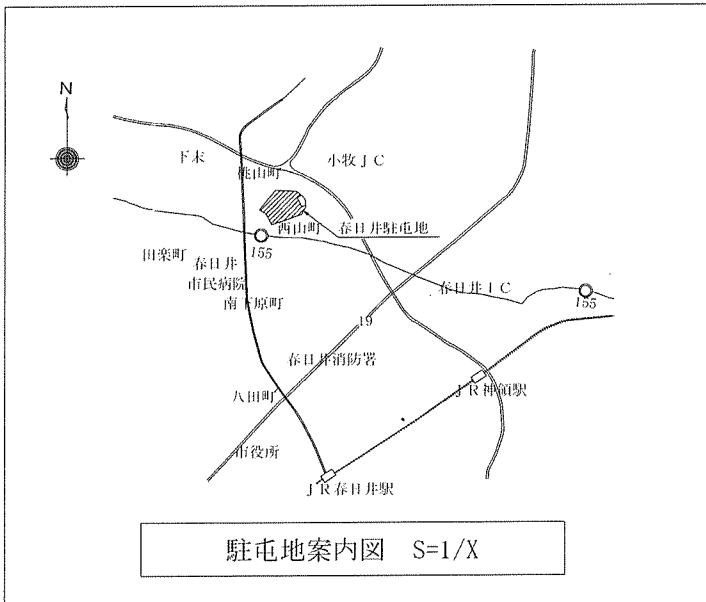
4 提出書類

納品書及び受領書
 停電計画書

5 検査

納品完了後及び撤去完了後に検査官の検査を受けること。

件名	仮設発電機レンタル	図番	2 / 3
図名	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



279号建物平面図 S=1/200

件名	仮設発電機レンタル	図面番号	3 / 3
図面名称	駐屯地案内図・配置図 279号建物平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			